



## 遺留分放棄と遺言との組み合わせが相続争いへの対策

亡くなった親の財産をどう分けるかは、子供たち相続人が決めます。「遺産分割協議」です。

もめずに仲良く決まる遺産分割協議が多いのは事実です。

しかし財産相談のプロならば「うちの子供たちに限って」という親の期待を込めた言葉をそのまま信じてはいけません。

それを真に受け、その後に痛い目にあったプロは多いはず。

「そうでしょうね…」とは言いながら性悪説でその子供たちを眺めます。幼い頃のお菓子の取り合いが財産取り合いに進化することに不思議はありません。

「金持ちには子供はいない。相続人がいるだけである。」

…ユダヤの格言です。

### 遺言書でもめなくなるか

もめない相続にするには「遺言書」です。これにより遺産分割協議は不要となり、不動産等の名義変更等もできます。「全財産を長男に相続させる」という遺言書があれば、次男の承諾や印鑑は不要なのです。(ただし遺言次第で相続人全員の印鑑証明を求める銀行もあります。)

親は「法定相続分」など気にする必要は、本来はないのです。思った通りの内容にすればいいのです。私有財産の国である日本では自分の財産の行方は自由に遺言で決めていいのです。

法定相続分というものがありますが、遺産分割協議をすると

きに目安がないと困ります。その目安に過ぎないものです。

だから遺言においては「全財産を長男に」(あるいは「銀座のバーのママに」)と書いていいのです。皆がその遺言で納得すれば、もめない相続です。

次男が納得するようにと次男の心情を思いやって、遺言の最後に附言(法的に意味がない部分)として、何でそうなのかを切々と書き込み次男の納得を得るというテクニックもあります。

### 遺留分減殺請求でもめる

しかし次男が納得するとは限りません。次男には法的権利があります。遺留分減殺請求です。「ゼロというのはあまりにひどいではないか」との心情を遺留分減殺請求で果たします。

次男の法定相続分2分の1とします。次男が遺言で得た財産が全体の4分の1(法定相続分の半分…遺留分)以下なら「4分の1に達するまでの財産をよこせ」と当然に長男へ請求できます。

それは長男への名義変更後であっても可能です。裁判を起こす必要もないのですが、実際は裁判になることも多いでしょう。

遺言そのものは遺留分をおかしても有効なものです。誰も遺留分減殺請求をしなければ、そのままです。遺留分減殺請求は、してもしなくてもいいのです。

「自分の財産の行方は遺言で自由に決めていいよ。でもメチ

ャクチャをしないように遺留分の定めをしておいたよ。」というのが民法の趣旨なのでしょう。

もめたくないなら遺留分をおかさないう遺言にすることです。

長男の子や妻等を養子にすることで法定相続人を増やし、結果として次男の法定相続分を減らし、次男の遺留分を減らすこともできます。(養子の数について税法上は制限がありますが、民法上では問題ありません。)

### 遺留分放棄でもめなくなる

しかし「全財産を長男に」遺言書で絶対にもめないようにするには「遺留分放棄」を次男にしてもらうことです。

親の生存中に「私は相続放棄します」との生前相続放棄書を書いて法的に無効です。しかし「遺留分減殺請求をしません」という「遺留分放棄」は家庭裁判所の許可により有効です。

裁判所は自由な意思か、理由はあるか、財産上の釣り合いはあるかをチェックします。

「結婚を許す代わりに」はダメ。「すでに多額の贈与を受けたから」ならいいのでしょうし、2500万円まで贈与税非課税の相続時精算課税制度が使われます。

平成17年度の遺留分放棄申立は1,052件で1,009件が認められています。ただし裁判所の勧告で却下前に申立取下もあります。

「遺言+遺留分放棄」で相続争いは起きなくなります。



## 新贈与で遺留分放棄。ただし超資産家は税金精算の心配あり。

### 資産家の遺留分放棄と贈与税

「争族」つまり相続争い解消には「遺言+遺留分放棄」です。

遺言により争族が生じないことは多いようです。しかし法的には遺留分減殺請求があります。この請求によりせつかくの遺言が争いの原因となります。遺留分減殺請求をなくすには「遺留分放棄」が必要です。

遺留分放棄と相続放棄とは違います。相続放棄は「私は遺産を欲しくない」というものですが、親の生存中はできません。親の生前に「私は相続放棄します」と書面にし実印をついても法的には無効です。一方で遺留分放棄は親が生存中でも可能で「遺言に従います。遺留分請求をしません。」という意味です。

「私はこういう理由から遺留分を放棄したいと思いますので、遺留分放棄の許可を下さい」と簡易裁判所に申立をします。

裁判所の許可がない限り遺留分放棄は効果がありません。そして遺留分放棄には生前贈与その他それなりの理由が必要です。

家庭裁判所への申立をする際には財産目録の添付します。申立がなされると裁判所は申立人に対して照会状を送ったりして内容を確認します。「本当に自分の意思なの?」「親の財産がどのくらいあるか知っているの?土地・建物・預金その他知っている財産をわかる範囲で書

きなさい。」「なんで申立てたの?ちゃんと生前贈与は受けたの?」といった内容です。

一方的不利益な遺留分放棄や、親等が強制する遺留分放棄を認めないようにするためです。例えば「あいつとの結婚を許すから、そのかわりに遺留分放棄をしろ」はダメなのです。

資産家ならそれなりの生前贈与をしてから遺留分放棄をしましょう。問題は贈与税でした。

遺留分放棄をさせるために多額の贈与をしたい…しかし多額の贈与に対しては多額の贈与税が課税される…だから贈与ができない…だから遺留分放棄もできない…という悪循環でした。

しかし新制度(相続時精算課税贈与制度)で可能になります。2500万円までの贈与なら贈与税がかかりませんし、それを超えた部分は税率20%で済みます。

### 超資産家の贈与税の精算

将来の争族を心配した超資産家の親は、次男に1億円を生前贈与しました。2500万円までは非課税。それを超えた分の税率は20%です。1500万円(1億円-2500万円)×20%の贈与税を次男は払い手残り8500万円。これで「遺留分放棄」をしました。

5年後に親が亡くなります。相続人は長男次男の二人。相続財産は10億円です。財産は遺言によりすべて長男が引継ぎ、争いはありません。さて相続税の計

算にあたってはこの10億円のほかに相続時精算課税贈与制度として過去の次男への1億円の贈与を加算して11億円が相続税計算上の財産になります。

この時の相続税総額は4億2100万円。次男は全くなにも相続しなくても、相続税だけは課税です。相続時精算課税の贈与税は相続時に精算されるのです。この贈与税は言わば相続税の仮払金のようなものなのです。次男に課せられる相続税は3827万円(=4億2100万円×1億円/11億円)。ただし、過去に払った贈与税1500万円を相続税から差引きますので2327万円の相続税です。何も相続しないのにこの税金を払えるのでしょうか。これをきっかけに兄弟喧嘩にならなければいいのですが。

5年後ならまだ贈与の記憶があるでしょう。しかし親が長生きすればこの税金精算が何10年後にもなります。それまでがデフレかインフレか分かりませんが、納税できるのでしょうか。

次男が親より先に亡くなればこの精算義務は孫(次男の相続人)が引き継ぎます。

また次男が相続税を払えなければ税務署は次男に対し差押え公売等を行い、それでもダメなら連帯納付義務者としての長男に対し税務署から請求が来ます。

超資産家の新制度での贈与はずっと後の心配も必要です。